

## ○湯河原町議会報告会実施要綱

平成23年3月4日  
湯河原町議会告示第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、湯河原町議会基本条例（平成18年湯河原町条例第31号）第6条第6項に規定する議会報告会（以下「報告会」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(報告会の開催)

第2条 報告会は、議長が議会運営委員会に諮り、必要に応じて開催する。

2 報告会は、原則として全議員が出席する。

3 議員は、報告会の開催を必要とする理由を明らかにする書面をもって、議長に報告会の開催を求めることができる。

(報告事項)

第3条 報告会の報告事項は、次の各号に掲げる事項のうちから、その都度、議長が議会運営委員会に諮り決定する。

(1) 議会の活動状況（主な議案の審議の経過）

(2) 各常任委員会の報告

(3) 新年度予算の主な事業

(4) 町政の重要課題

(5) その他議長が必要と認める事項

(役割分担等)

第4条 報告会における司会進行者、報告者、記録者等の役割分担は、議長が議会運営委員会に諮り選任する。

2 報告会における発言又は答弁は、特定の議員に偏らないよう良識をもって出席者全員で行う。

(開催期日、開催時間、会場等)

第5条 報告会の開催期日、開催時間及び会場については、内容及び地区を考慮し、議長が議会運営委員会に諮り決定する。

2 報告会の開催期日、開催時間、会場及び内容の周知は、議会及び町ホームページで行う。この場合において、議会だよりその他の広報媒体を併せて利用するよう努める。

(進行等)

第6条 (略)

2 報告会における発言又は答弁は、議会において議決、報告等した事項に限るものとし、議員個人の見解等を述べることはできない。ただし、特に議員個人の見解等を述べる必要があるときは、他の出席議員の了解の下、議会の構成員としての良識ある言動に努める。

(報告)

第7条 報告者は、あらかじめ報告事項を取りまとめ、議会運営委員会におい

て調整を行う。

(記録)

第8条 報告会の記録は、記録者において要点記録する。

(成果・効果等)

第9条 報告会を終了したときは、速やかに記録者が文書により議長に報告書を提出しなければならない。

2 前項の報告書は、議会運営委員会に諮り、速やかに議会ホームページに掲載するとともに、概要を議会だよりで公表する。なお、町政に対する意見提言で重要なものは、町長に通知する。

3 報告会終了後は、議会運営委員会において評価及び総括を行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、報告会の実施に関し必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮り決定する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (令和5年12月8日湯河原町議会告示第1号)

この告示は、公表の日から施行する。